

令和5年度和歌山県障害者虐待防止・権利擁護研修実施要綱

〈人権擁護推進員・設置者及び管理者コース〉

1. 目的

研修を通じて、障害者虐待防止と権利擁護に関する基本的な考え方の習得を目指すとともに、市町村や障害福祉サービス事業所等で事案対応や虐待防止の取組を担う人材の養成を図り、もって、障害者虐待防止や権利擁護の推進に寄与することを目的とする。

2. 実施主体

和歌山県

3. 実施方法

YouTube による録画配信

4. 研修日時

令和6年3月11日（月）～令和6年3月22日（金）

5. 研修内容

障害者虐待の防止及び障害者の権利擁護に関する基礎知識を習得するものとする。
詳細は別添研修プログラムのとおり。

6. 定員

なし

7. 受講料

無料（なお、研修受講にかかる通信費等は受講者側の負担とする。）

8. 受講対象者

受講対象者については、研修プログラム全てを受講可能な者で、下記①②いずれかの要件を満たす者とする。

- ① 障害福祉サービス事業所等で県条例に定める人権擁護推進員と定められており、かつ、研修受講後、所属する法人、事業所等で伝達研修を実施し、県へ報告書を提出できる者（人権擁護推進員の代理として、事業所等のサービス管理責任者及びサービス提供責任者並びに同等の職にある者が受講することも可能）
- ② 障害福祉サービス事業所等の設置者及び管理者

9. 受講申込方法等

(1) 受講申込方法

申込みフォームに入力してください。

<https://prefwakayama.form.kintoneapp.com/public/gyakutaibousikensyuu>

※セキュリティ等の関係でフォームへの入力ができない場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

QRコードから
も申込み可⇒



(2) 申込期限

令和6年2月9日（金） ※期限以降は受け付けません

【問い合わせ先】

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課 在宅福祉班 担当：桑原

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

電話：073-441-2533 FAX：073-432-5567

メール：e0404003@pref.wakayama.lg.jp

10. 受講決定

原則、申込者全員を受講決定とする。

※受講決定通知及び動画視聴URLを申込者全員に令和6年3月上旬頃にメールにて送付予定。

※e0404003@pref.wakayama.lg.jpを受信できるようにしておいてください。

11. 修了証書の交付及び修了者名簿の管理

本研修については、修了証書の交付は行わない。

ただし、下記の要件を満たした場合、和歌山県にて修了者名簿を作成し管理する。

- ・研修の全課程を修了すること。
- ・研修修了後、所属する法人、事業所等で伝達研修を行うこと。
- ・伝達研修実施後、和歌山県が定める様式により、和歌山県障害福祉課へ研修実施報告書を提出すること（研修実施報告書については、研修終了後、様式等を和歌山県障害福祉課ホームページに掲載）。

※法人内で人権擁護推進員と設置者または管理者の計2名を推薦している場合、実施報告書の提出は一部で構いません。

12. 研修資料について

本研修で使用する資料等については、令和6年3月7日（木）午後に県障害福祉課ホームページに掲載しますので各自ご準備ください。また、研修内容の理解を深めるため、必ず研修実施前に同ホームページ掲載の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を御一読ください。

13. 個人情報の保護について

本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な情報として用いることとし、それ以外の目的には使用いたしません。